

平成 29 年 2 月 22 日
「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会」ヒアリング資料
岡山県（環境文化部環境企画課）

「フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から 政令指定都市及び中核市の長への移譲」についての意見

1 趣 旨

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成 27 年 4 月 1 日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

2 課 題

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法については、都道府県知事に留められているため、政令指定都市・中核市の区域内にある事業所に対しては、都道府県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じている。

また、日常的に行っている立入検査等を通じて、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができる機会も失っている。

3 効 果

- 他の環境関係法令と一体的に検査等を行うことが可能となり、短時間かつ効率的に処理することができる。
- 都道府県と政令指定都市・中核市による二重行政的な立入検査が排除できる。
- 政令指定都市・中核市が日常的に実施している立入検査等を通じて蓄積しているノウハウや現場の状況等への精通などの強みを生かすことができる。

4 その他の意見

- (1) 機器の届出制度を創設すること。

充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設するべきである。

- (2) 機器の定期点検を行う者に係る法定資格を創設すること。

機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであることに加えて、一業界団体が認定している資格が最上位に区分されているため、当該資格と同等以上の知見や技術を有する国家資格者についても、一業界団体の実施する認定講習の受講が義務づけられるなど、資格間の均衡を失し、業務上の無用の混乱を惹起している。

罰則も伴うような法定点検の実施資格については、法令での位置づけを明確にするべきである。